

石川県教育委員会 様

石川県個人情報保護審査会
会 長 鴨 野 幸 雄

電子計算機等の結合による提供の制限の例外事項について（答申）

平成20年7月23日付け教職第323号で教育委員会から諮問（個人情報保護条例第7条第2項関係）のあった標記の件について、当審査会の意見を下記のとおり答申します。

記

諮問のあった下記のシステムについては、全国一律で処理することが求められている事務であり、公益上の必要性があるものと認められる。また、個人の権利利益が侵害されないよう必要な措置が講じられていると認められる。

なお、提供する個人情報については、必要最小限度の項目にするとともに、システム開発・管理の委託先の法人等との間で個人情報を保護するための協定書を締結するなど、万全を期するよう要請する。

| 事務システム名 | 主 務 課 | 提 供 先 | 提供する目的（提供する個人情報） |
|------------------------|-------|-----------|---|
| 教員免許管理システム (諮問第20号) | 教職員課 | 都道府県教育委員会 | 平成21年4月1日の教育職員免許法の改正により、教員免許更新事務が新たに各都道府県教育委員会で実施される。免許更新時には、都道府県相互間で「免許管理者」、「授与権者」として情報を確認し事務を行う必要があるため、各都道府県が本システムを共同利用することにより、事務の省力化、更新手続きの迅速化を図るもの。 教員免許所有者情報 氏名、生年月日、日本人・外国人区分、本籍地・国籍 教員免許情報 授与権者、教員免許種類・教科・教育領域、授与年月日、免許状番号、失効・取上げ、有効期間 |